

「資格を持って
いるだけで有利!」
「資格がものをいう!」



資格商法

この不景気、資格を取ろうと 通信教育をはじめたが…

相談事例

以前チラシを見て電話をし、「行政書士の資格を取れば独立開業もできる」と勧められ通信教育を受けたことがあった。結局試験は受けず、そのままになっていたが、最近、「資格を取るまでサポートすることになっている」と仕事先に電話が入るようになった。その後、突然自宅に大量の教材が届いた。不要なのに、教材の支払いを請求された。

ちょっと待って!
以前の通信教育が
解約できていない
と不安をあおる
ワナかも



資格を取るまで
サポートします



対策のポイント

- さまざまな勧誘文句で、資格取得のための高額な受講料・教材購入等の契約をさせる手口です。
- 以前の資格取得の契約が解約できていないと解約料を請求したり、あらたな資格講座の契約を勧誘する二次被害も発生しています。
- 契約の意志がないなら、**きっぱり「NO！」**と断わりましょう。「結構です」「はいはい」など、あいまいな返事はトラブルのもとになります。

ご相談は **市町村消費生活相談窓口** 又は **鳥取県消費生活センター**へ